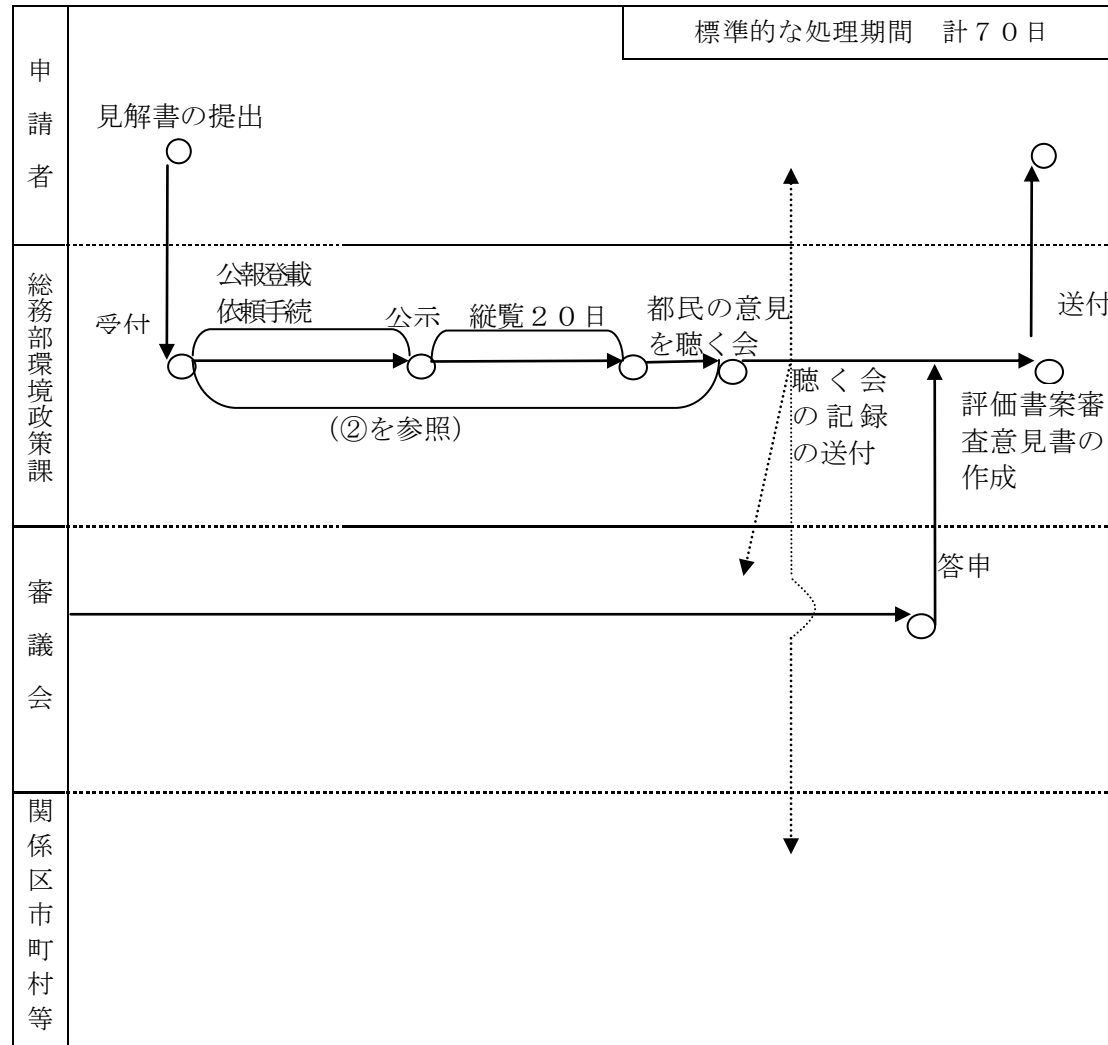


事務処理フロー図

作成部署 環境局総務部環境政策課アセスメント調整担当 電話 42-178

事務名 環境影響評価書案の受付に基づく審査意見書の送付

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

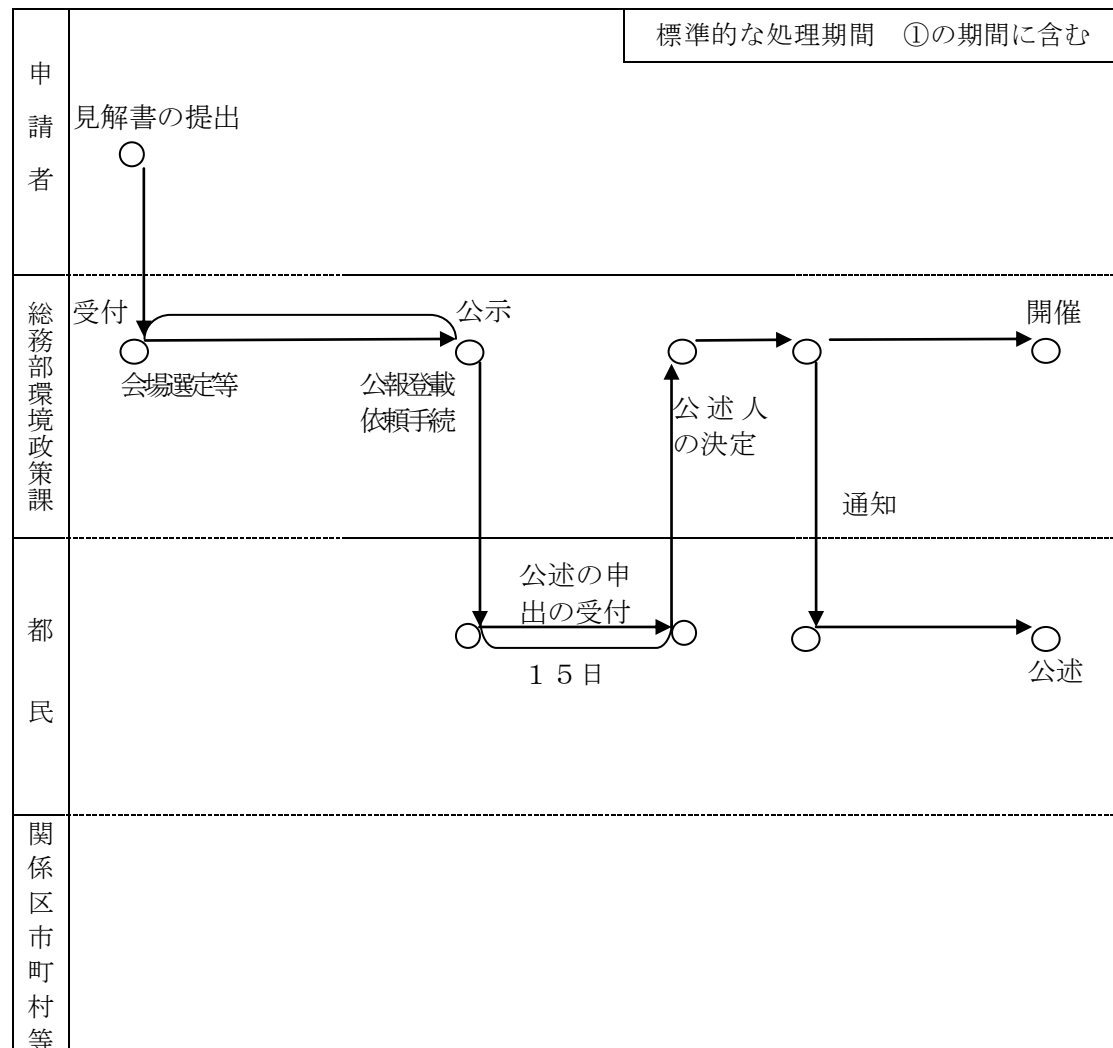
項番	項目	説明
1	公報掲載依頼	見解書の縦覧等について、東京都公報への掲載の依頼を行います。
2	公示・縦覧	見解書を公示し、公示の日から起算して20日間縦覧します。
3	都民の意見を聴く会の開催	評価書案及び評価書案に係る見解書について、都民の意見を聴くために都民の意見を聴く会を開催します。
4	都民の意見を聴く会の記録の送付	都民の意見を聴く会を開催したときは、その記録を事業者、審議会、関係区市町村に送付します。
5	評価書案審査意見書の作成	審議会からの答申を受けたときは、都民等の意見を勘案し、環境保全の見地から審査意見書を作成します。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧期間には、土、日、祝日を含みます。 技術指針、規則で定める構成基準に基づき作成されていない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 	

事務処理フロー図

作成部署 環境局総務部環境政策課アセスメント調整担当 電話 42-178

事務名 環境影響評価書案の受付に基づく審査意見書の送付②

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	会場選定等	都民の意見を聴く会の開催場所、開催日時等を選定します。
2	公報掲載依頼	評価書の縦覧等について、東京都公報への掲載の依頼を行います。
3	公述人の募集	都民の意見を聴く会の公示日から15日間、意見を述べる者の申し出を受け付けます。
4	公述人の決定	公述人を決定し(抽選により選定し決定する場合があります)、通知します。
備考	公述の申出の受付期間には、土、日、祝日を含みます。	